

報告第7号

財政の健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり健全化判断比率及び資金不足比率を本議会に報告する。

令和3年9月6日

三朝町長 松浦弘幸

1	健全化判断比率	
	実質赤字比率	—
	連結実質赤字比率	—
	実質公債費比率（3年平均）	8.3%
	将来負担比率	—
2	資金不足比率	
	簡易水道事業特別会計	—
	温泉配湯事業特別会計	—
	下水道事業特別会計	—
	集落排水処理事業特別会計	—
	水道事業会計	—
	国民宿舎事業会計	—